



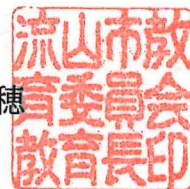
第4号様式

流教指第254号

令和8年5月1日

(宛先) 流山市監査委員

流山市教育委員会教育長 吉田 瑞穂



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

令和8年2月19日付け、流監第144号で報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

措置事項報告書

報告年月日・番号	令和8年2月19日・流監第 144号		
監査の種類別	定期監査・行政監査		
部 課 等 名	区分	指摘事項等	措置事項
学校教育部指導課	指摘	酒気帯び確認の内容として、確認者名、運転者、確認の日時、確認の方法及び酒気帯びの有無等を記録し、1年間保存することが規定されているが、記録が整備されておらず、実施状況が不明瞭となっていた。法令を遵守した酒気帯び確認実施の運用を徹底するとともに、厳正なる管理体制の構築を求める。	整備していなかった酒気帯びの有無の確認記録について、表を整備し記録を残すことを徹底いたしました。

- 1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。
- 2 区分については、指摘事項又は、検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。表示は、「指摘」又は「意見」とする。